

公正で平等な共生社会の実現をめざして

弁護士 清水建夫

私の履歴と銀座通り法律事務所

私は1943年10月神戸市に生まれ、生まれて三ヶ月で生母を亡くし、家族は父母の故郷の広島県の小さな島に移り住みました。6歳から高校卒業まで神戸で過ごし、1962年早稲田大学に入学し上京しました。1969年4月北陸の金沢市で弁護士登録をし、イタイイタイ病公害訴訟、スモン被害訴訟（北陸）の患者・遺族側弁護団の常任弁護士に加わりしました。1973年1月実兄清水直弁護士の事務所に入り、東京弁護士会に登録換えをしました。1977年5月清水建夫法律事務所を開設し、独立しました。1982年4月より小野清美さんが大学卒業後すぐに清水建夫法律事務所に入所し、以後事務局長として法律事務所と障害児・者人権ネットワークを支えてくれています。1996年6月銀座6丁目に移転し、事務所を銀座通り法律事務所としました。銀座通りと同じよう開放され、多くの人が参加しやすい法律事務所をめざしました。働く障がい者の弁護団を2000年に結成し、インターネットで障害をもって働く労働者の方の相談を受けながら、訴訟や企業・行政庁との交渉を行ってきました。

障害問題等人権弁護団と障害児・者人権ネットワーク

障害者事件の人権問題のパイオニアは故副島洋明弁護士と児玉勇二弁護士で、お二人が中心となって障害問題等人権弁護団をつくりました。私は副島さん、児玉さんの後をつい

ていくというような状況で参加しました。私は弁護士1年目（25歳の時）から労働事件にかかわることが多かったので労働問題を中心とした障害者関係で何か役割が有るのではないかと働く障害者の弁護団をつくりました。副島さん達は当初障害問題等人権弁護団と障害者組織は車の両輪と言っていましたが、副島さんの関心は目の前の人権侵害であり、障害児・者人権ネットワークのような組織づくりにはどちらかというと関心が薄いという感じでした。そんな中で障害者の人権問題に素人の私が障害者の方や家族の方、施設職員などの人たちと作ったのが障害児・者人権ネットワークでした。

視覚障害者数学高校教師の解雇事件

<生徒の人権>

障害に基づく差別あるいは配慮という観点で、私が担当した二つの事件について紹介します。まず視覚障害者の高校数学教師Kさんが解雇された事件です。K数学教師は当時52歳でした。宮崎県延岡市の私立のミッションスクールで、理事長も事務局長もシスターであるという学校で、当時は女子高でした。K先生は中途視覚障害で、視力がどんどん低下していった、結果的には2001年7月26日に解雇されるという事件が起きました。私の方に8月6日に電話があり裁判を起こしました。Kさんには聴覚障害も少しありました。学校側は残念なことにシスターの理事長がご本人に「目も見えない、耳も聞こえない、人前に

出すのが恥ずかしい」という大変残酷な言葉を浴びせかけて、最終的には解雇しました。学校側の言い分は新聞記事に「より質の高い授業を生徒に」として、「K先生は、生徒がどのくらい理解しているか、表情を見ながら綿密な授業を行うのは難しい。生徒には、より質の高い授業を受ける権利がある」と言っていました。生徒がかわいそうだと、生徒の権利が侵害される、この人を働かせるのは逆に生徒の人権を侵害することになるという理屈だったわけです。

＜ほんとうに勝てるのか＞

私はKさんに勝てる可能性はそれなりにあると思いますよと言って、8月18日に延岡に飛んで行きました。宮崎でKさんと初めてお会いした時、Kさん！と呼んだら「ああ、先生」と私の声だけを頼りに近づいて来られて、あれっこんなに視覚障害が重いとはたして裁判で勝てるかなと私もその時にやや不安に思いました。

＜女生徒（卒業生）の協力＞

この事件は非常に有利に展開しました。なぜかというと、やはりKさんの授業のレベルが高かったのです。視覚障害のため3列目の生徒さんの顔もぼんやりしか見えないわけです。向こうの弁護士に「なぜ視覚障害で数学を教えられますか」と居丈高に言われたことがあります。私も初めて会って声だけを頼りに寄って来られた時には大丈夫かなという思いがしたのですが、裁判を起こすと決めた時に卒業生の方に集まってもらいました。当時は女子高でしたから、卒業して1年目、2年目の18～20歳の女性の方に来ていただきました。Kさんは数学の教える力が高かったものですから、その学校の中で国立とか看護学校とかへ行く生徒の数学の授業をKさんが

担当していました。7、8人集まっていたいただいて、実はK先生は学校をクビになったんだと、K先生の授業についてみなさんの意見を聞きたいとお願いすると、みなさん涙を流しながらK先生のおかげで私はこういう道に進むことができたとか、授業はこうだったと、それを陳述書に書いてもらって裁判所に出しました。これが決定的なものになって、裁判はとても有利に進みました。向こうから解雇は撤回して、今度は休職命令を出して、あくまでも学校に出させないようにしてきたのですが、それも裁判（仮処分申請）をして勝って、最後には復職になったということです。

＜新約聖書＞

こういう事件ですから世論も味方といいですか、マスコミはみんなKさんびいきなわけです。もともと私のところに来たきっかけというのは、宮崎日々新聞という地元新聞の延岡にいた若い女性記者が、なんとかならないかと色々なところに問い合わせ、配信元の東京の共同通信の記者からこういう弁護団があるよということで紹介されました。宮崎日々新聞に掲載された論説記事に、新約聖書が引用されています。この論説の終わりの部分に「Kさんの困難は視力である。実は新約聖書の中にも盲人などの挿話が数多くある。目の隠喩が、地上的秩序に改変をもたらす重要な意味を持つ。／例えば『ヨハネの福音書』九章でイエスが言う。『わたしは裁きのためにこの世に来ました。それは、目の見えないものが見えるようになり、見える者が盲目となるためです』／ここでは『見える・見えない』意味が逆転する。盲人こそ『心の目』を宿すとされるからだ。病者の聖性を逆説的に説く聖者の通奏低音でもある。／誰もが抱える『弱さ』を包むことから、慈愛の心が生まれよう。」

と書かれています。私は聖書については何も知りません。視力がある人を晴眼者という言い方もします。晴眼者の人は目が見えるということで、簡単にできると軽く扱ってしまう。晴眼者の教師は授業の準備その他もその日か、あるいはその前日にパラパラと見て終わってしまう。ところがKさんの場合には教科書をその場で読めないんですね。家で前日に時間をかけて拡大読書器で丹念に授業の準備をする。そうすることによって、この授業はあの生徒はここでつまずくな、あの子はここだなということをあらかじめ認識して準備をする。ということで、視力障害がない教師よりはるかに中味のある、この聖書の言葉で言えば、心の目を宿した授業ができています。聖書にも書かれているのはそのような意味なのかなと私なりに解釈しました。この事件の裁判は1年余りかかりましたけれども、必ずその都度、記者会見をしました。マスコミはNHKも含めてこぞって裁判のことを取り上げて、学校側が悲鳴を上げたといえますか、結果的には復職ができた。労働裁判をやっていると、裁判には勝っても職場に戻してくれないということが結構多いのです。給料は払うけれども門から入るなど。そこを突破するのが難しい。裁判所はそこまでは手助けしてくれないのです。事業主の基本的義務は賃金を支払うことだという立場から、給料を払えというところまでは認めてくれますけれども、結局裁判に勝っても職場に戻れないということがよくあるのですが、この件の場合には戻ることができたということです。

＜合理的配慮を受けること＞

復職のために模擬授業をやらされました。私は、模擬授業をやる必要はない、やらずに戻せと言ったのですが、裁判長がやってほし

いと。Kさんは申し分のない授業をしたのですけれども、学校側が勝手に選んだ評価者3人で、評価のほとんどが10段階の1とか2で、教師として失格であるとする評価を出したのです。これにはさすがに裁判長が逆に怒って復職ができたという事案です。その中で意味の大きいこととして、「訴訟上の和解」で「被告は、視覚障害のため、原告につき、裸眼で教科書・ノート・会議用資料・出席簿・試験用紙等を読みとることができない等の障害があることを認識し、教育活動の場面において原告がサポートを受けること及び原告が視覚障害者サポート機器を設置することについて理解する」という文言を入れさせたということです。Kさんが合理的配慮を受けることを学校側は理解するということです。訴訟上の和解が出来たのは2学期の終わりのことだったのですが、その後3学期から教壇に復帰しました。

知的障害者のリーダーの労災死亡事件

次の事例は、知的障害者のリーダーSさんの労災死亡事件です。軽度の知的障害があったのですが、東京都を中心にした活発な知的障害の若い人たちのグループ「さくら会」のリーダーでした。障害者雇用促進法が改正され、それまで身体障害者だけが雇用義務の対象だったものが1998年7月から知的障害者も雇用義務の対象にする改正がされました。その時に、彼を中心に「さくら会」が今度俺たちの法律ができた、ひとつ弁護士を呼んで勉強しようということで、私が講師として呼ばれたのです。非常に活発な会で、私もみんなで知的障害者ユニオンを作ったらどうかと言って、みんなが、いいねいいね、作ろう作ろ

うと言って盛り上がったのですが、それから8か月後に彼は労災事故で亡くなってしまったというのがこの事件です。判決は基本的にこちらの言い分を認めてくれました。高坂さんが働いていたクリーニング工場は病院とか老人介護施設など大きな団体のものを洗濯するので、大きな洗濯の機械で洗濯をして、これを4台の乾燥機に入れて、ベルトコンベアーで運ばれてシェーカーというところでグルグル回転してほぐされて、エアシューターで2階に上がるという自動機械装置です。このシェーカーの中で洗濯物が詰まって機械がとまってしまった。乾き方がちょっと不十分だったのが原因だったようです。彼はここに入ってそれを取り除いた後、戻ろうとしてベルトコンベアーの上に洗濯物を置いたところ、センサーが感知して機械が回り出した。そして、シェーカーの中で頭を打って4日後に亡くなったのです。2000年3月のことで、私は急遽駆けつけましたが、残念なことに主治医が臨終を告げる場に立ちあう結果となりました。事故の時、周りには知的障害の若い2人の部下しかいなかったという中での事故で、労災防止のための教育が足りない、それから知的障害の労働者のための安全配慮のための人員配置ができていないということから裁判所は本人の過失が2割、会社側の過失が8割ということで勝訴判決を出してくれました。これをきっかけに私は急遽働く障がい者の弁護団を作りました。知的障害者ユニオンを作るのはちょっと間に合わないから障害を持った労働者の駆け込み寺を早期に作った方がいいということでその年の6月に作ったわけです。いわばSさんが働く障がい者の弁護団の産みの親です。それがきっかけでKさんの事件にもつながりました。働く障がい者の弁護

団は、インターネットで発信して相談を受けつけているので、北海道の果てから南は石垣島、それからアメリカの日本法人で働いている障害を持った労働者など、それこそ全国津々浦々、あるいは世界から相談があります。

公正で平等な共生社会の礎を

国連で1980年に「国際障害者年(1981年)行動計画」が採択されました。行動計画の中に「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである。障害者は、その社会の他の者と異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを充たすのに特別の困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである」というくだりがあります。ある社会から障がいのある人を閉め出すことは社会の同じ構成員の中から異分子を作り出し排除するものであり、これは私たち日本人がこれまで追い求め、築こうとした社会ではないはずです。これからの社会は、男女の別、障がいの有無、民族や国家の違いを超えて、一人ひとりの固有の尊厳を尊重し、公正で平等な共生社会となっていくことを期待します。これがこの社会全体の発展の礎となると確信しています。